

広島県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和三年四月十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山県郡北広島町志路原字三本木五一〇番三地从り	山県郡北広島町志路原字立原三〇二番一地从り	旧	七・二〇〃三 〇・四〇	八七五・〇	
		新	一〇・五〇〃 三三・四〇	八七五・〇	拡幅